

# 求償・免責事務の処理方法(簡易版)

平成24年10月

地方公務員災害補償基金訟務課

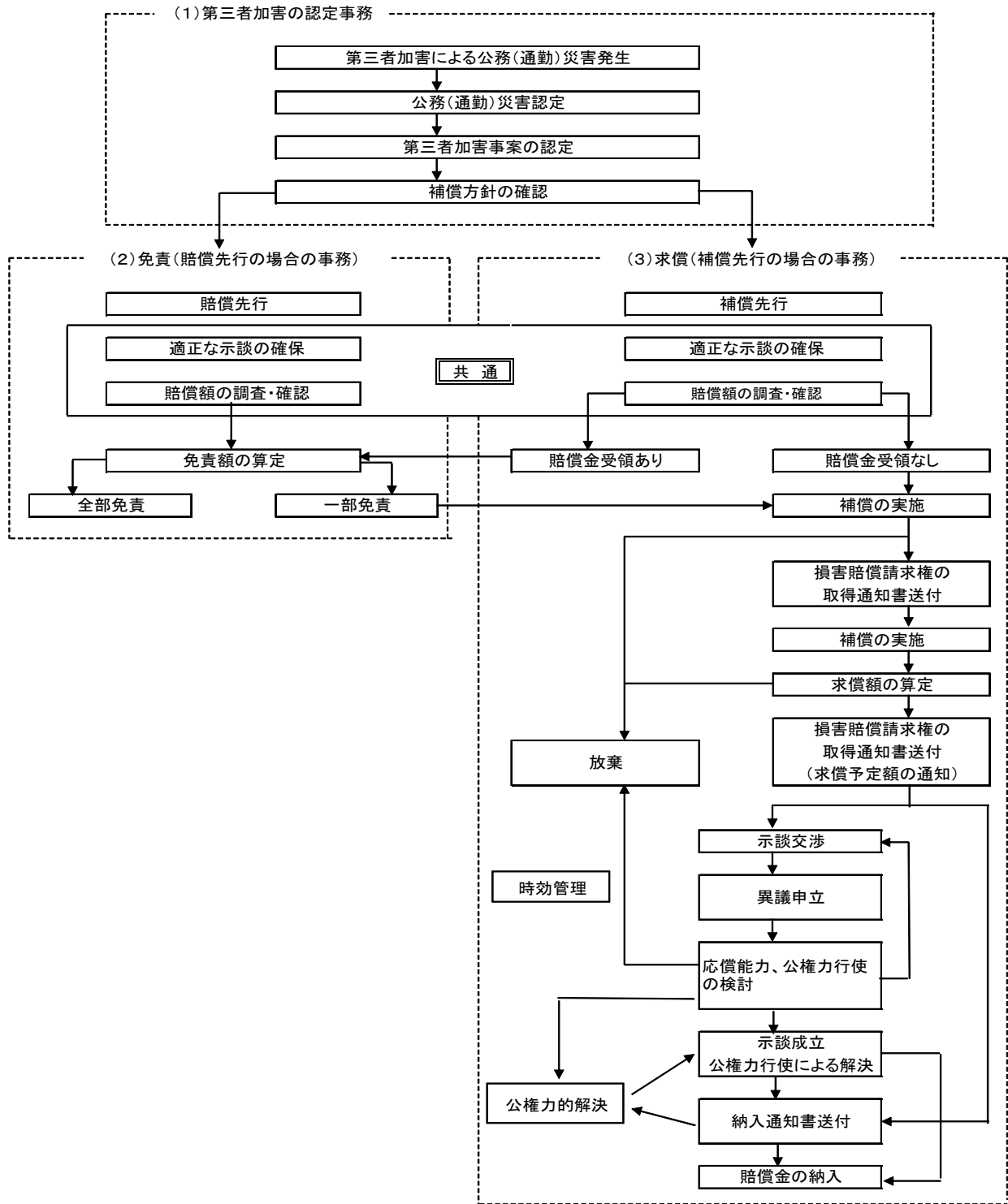
## 目 次

0	第三者加害事案の事務処理フロー・・・・・・・・・・	1 頁 (『手引』37 頁参照)
1	第三者加害事案の認定・・・・・・・・・・	2 頁
2	被災職員等に対する確認事項 (補償方針等)・・	3 頁
3	免責事務 (示談状況の確認等)・・・・・・・・・・	4 頁
4	免責事務 (免責処理)・・・・・・・・・・	6 頁
5	求償事務 (求償権取得通知書送付まで)・・・・・	8 頁
6	求償事務 (補償完結までに行うべき事務)・・	10 頁
7	求償事務 (求償額の算定等)・・・・・・・・・・	11 頁
8	求償事務 (納入通知書の送付など)・・・・・・・・	13 頁
9	求償事務 (求償権の放棄)・・・・・・・・・・	14 頁
10	Q&A一覧・・・・・・・・・・	16 頁
	<参考:「第三者加害事案に係る求償権の 管理の在り方」のフロー図>・・	19 頁

## 凡 例

法	地方公務員災害補償法
自賠法	自動車損害賠償保障法
『手引』	求償・免責事務の手引 (平成24年10月)

## 第三者加害事案の事務処理フロー



# 1 第三者加害事案の認定

## <ポイント>

- 認定請求書及び第三者加害報告書等を基に、**第三者が原因となって災害が発生した事案であるのか否かを的確に選別**しましょう。
- 災害発生状況を正確に把握するため、第三者加害報告書や事故状況発生報告書等の**関係書類をもれなく収集**しましょう。場合によっては、災害発生の状況に対する第三者の申立てを早めに収集しておくこと、後日の円滑な交渉に資するでしょう。
- 被災職員の**人身傷害補償保険への加入状況**を確認しましょう。
- 第三者加害事案であるかどうかの判断が困難な事案については、早めに本部（以下「訟務課」という。）に照会してください。

## <基本的な事務処理内容>

- 公務・通勤災害の認定請求があった場合、公務・通勤災害認定請求書の「災害発生の状況欄」等を確認し、**当該事案が第三者の行為によって災害が発生したのかどうか**判断します。（任命権者から第三者加害事案との報告がない事案でも、災害発生の状況から、第三者の行為によって災害が発生したのかチェックしてください。）
- 第三者加害事案であるかどうかの判断に当たっては、『手引』第1章を参照し、被災職員の過失割合が大きい事案も含めて幅広く認定するようにします。  
特に、**自動車事故**に関しては、運転していた者だけでなく、自動車の所有者や預かり主など**運行供用者責任**（自賠法3条）を負う者がいないかどうか慎重に確認しましょう。
- 第三者加害事案の認定の際に、被災職員等（被災職員本人又はその遺族）から**取得する書類にもれがないか確認**します。（取得すべき書類に関しては、『手引』P49参照）
- 交通事故事案の場合は、被災職員等から取得する第三者加害報告書の**人身傷害補償保険（人傷保険）の記入欄**に必要事項が記入されているかどうか確認しましょう。（人傷保険については、『手引』P30等参照）

## <注意事項>

- 公用車に同乗中の同僚職員（同一の地方公共団体の職員）が被災した場合、同僚加害事案として第三者加害事案と認定し、公用車の自賠責保険を第三者として求償手続を行いましょう。（『手引』P170～171参照）
- 交通事故事案で被災職員から交通事故証明書が得られない場合でも、自賠責保険への求償に当たっては、支部長が調査した事実に基づいて作成した証明書をもって代えることが可能です。（『手引』Q&A10 P50参照）
- 被災職員等から取得すべき書類中、第三者からの事実確認書が得られない場合は、被災職員等に未提出理由書の提出を依頼します。（『手引』P49参照）

## 2 被災職員等に対する確認事項（補償方針等）

### <ポイント>

- 補償方針は、損害の程度、第三者の資力状況等を踏まえ、**適切と考える方針を被災職員等に説明**した上で、**被災職員等の意思**に沿って決定するようにしましょう。
- 示談の際の注意事項、人傷保険の使用、被災職員等の自己負担分に係る補償請求その他被災職員等に対して説明すべき事項は、**確実に説明**しましょう。

### <基本的な事務処理内容>

- 第三者加害報告書の確認や被災職員等との面談結果を踏まえて、**賠償先行**（第三者から損害賠償を受けた後に基金に補償請求する方針）とするか、**補償先行**（基金の補償を第三者からの損害賠償に先行させる方針）とするか決定します。  
賠償先行とするか補償先行とするかは、被災職員等の自由意思に沿って行うこととなりますが、両者の選択については、損害の程度、第三者の資力等から判断してどの方針をとることが適切か、被災職員等に対する的確なアドバイスを心がけましょう（補償方針の選択の目安については、『手引』P64参照）
- 補償方針の如何を問わず、**第三者と示談をする場合は必ず基金に事前に相談**する旨を、**誓約書**を基に被災職員等に対して確実に説明するようにしてください。なお、書類の内容が不明の場合は押印しないようにし、分からないことがあれば基金職員にこまめに連絡することを心掛けるよう助言しましょう。（『手引』P40～41参照）
- 被災職員等が加入する**人傷保険**から保険金を受けようとする場合は、**必ず基金支部に事前に相談**する旨を、誓約書の様式を示し、被災職員等に対して確実に説明するようにしてください。（『手引』P73、P80参照）

### <注意事項>

- 賠償先行事案でも、被災職員に過失があり自己負担が生じるような場合など、補償を実施しなければならないこともあるので、被災職員等の示談状況を定期的に把握するようにします。
- 「示談書」の名称が用いられていなくとも示談書になってしまうこともあるので注意しましょう。
- 被災職員等が、基金に相談なく人傷保険から保険金を受け取った場合には、損害の二重てん補が生じてしまうなど、基金の求償・免責事務に影響が生じることから、人傷保険の有無及び適用の確認は確実に行ってください。（『手引』P79参照）
- 賠償先行を選択する場合でも、過失相殺等により被災職員等に自己負担が生じる場合は、当該自己負担額について基金に補償請求を行うことが可能であり、被災職員にその旨を説明しましょう。

### 3 免責事務（示談状況の確認等）

#### <ポイント>

- **賠償先行事案**の場合、被災職員等と第三者の示談結果を受けて免責処理を行うこととなるため、**示談状況の把握**は**定期的**に行うようにしましょう。
- 示談の内容によっては、基金が補償を行う必要も生じることから、**示談締結前**には基金に示談の内容を知らせるようあらかじめ被災職員等に説明するとともに、示談交渉について適切な助言を行いましょう。
- 示談書には、**賠償金の内訳**を必ず記載するように助言しましょう。

#### <基本的な事務処理内容>

- **賠償先行事案**の場合、被災職員等と第三者の示談結果を受けて免責（基金が補償義務を免れること）の処理をすることとなります。そのため、補償方針の確認の際に、**誓約書**を基に、以下の事項について被災職員等に対して正確に説明するようにしてください。
  - ① 損害賠償請求権の放棄は行わないこと
  - ② 示談締結の際は基金に事前に相談すること
  - ③ 第三者との交渉状況、金銭の受領状況等を「第三者加害行為現状（結果）報告書」（『手引』P66～67参照）により、定期的に報告すること
- 示談に関しては、次の点について被災職員等に助言するようにしてください。
  - ① **賠償金の内訳を明確にすること**
  - ② **基金の求償・免責に影響を及ぼすような賠償請求権の放棄は行わないこと**
  - ③ **過失割合や後遺障害等の逸失利益の金額については、判例や原則的計算方法（『手引』P127～133参照）等を踏まえ、基金が助言するので相談すること**
  - ④ **補償実施中又は補償実施予定である場合、示談書中に「第三者は基金から求償された場合はこれに応じる」旨の文言を入れること**
  - ⑤ **賠償金の額は、原則として、補償の事由と同一の事由ごとに、原則的計算方法により算出した額となるようにすること**
- 示談難航等を理由として被災職員等が**補償先行**を希望した場合、特段の理由がない限り、基金は補償請求を受け、補償決定を行う必要があります。事務処理の観点を優先することなく、被災職員等の意志、事情等を勘案し、速やかに支給決定を行いましょう。

#### <注意事項>

- 賠償金の内訳を明確にするのは、適正な免責処理のためです。示談書には賠償金の内訳を必ず記載するように助言してください。
- 被災職員等から示談の内容等を十分に把握できない場合、保険会社が第三者となる事案については、保険会社に対して示談結果を照会するようにしましょう。その際、被災職員等から誓約書を取得しているため、個人情報の提供について問題がない旨を伝えましょう。
- 特に後遺障害に係る被災職員の損害額（逸失利益）について、任意保険等の第

三者が原則的計算方法（『手引』P127～133参照）に依っておらず、原則的計算方法による金額よりも、大幅に低い額となりそうなことが事前に判明した場合は、基本的に原則的計算方法による金額をおおむねの基準として交渉するよう、被災職員等に助言しましょう。

（注） 任意保険会社等が一般的に用いる逸失利益の計算方法は、利息の控除方法がライブニツ方式であったり、生活費の控除方法が扶養家族の人数によって30～50%の控除率を乗ずる方法であったりする等、基金が定める原則的計算方法とは違うことも多いので、原則的計算方法による金額はあくまでおおむねの基準となります。

- 逸失利益の免責額は、原則的計算方法により算定された金額の範囲内で行うものなので、その金額を上回る部分については免責は行わないようにしましょう。

## 4 免責事務（免責処理）

### <ポイント>

- **免責処理**は、被災職員等から示談書等を受領後、決裁により年に数回まとめて実施しましょう。
- 被災職員等に**自己負担**がある場合、被災職員等の不知により補償請求権が時効にかかり消滅することのないよう、補償請求について適切な助言を行いましょう。

### <基本的な事務処理内容>

- **免責額**は、治療費（療養補償）、後遺障害による逸失利益（障害補償）等の**補償の事由と同一の事由について受けた損害賠償の額**です。被災職員等から示談書、免責証書等を受領後、**療養補償、休業補償等補償の種類ごとに、免責額を算定**してください。（『手引』P98～105参照）ただし、平成24年3月31日以前に災害が発生した事案における免責額は、以下の手順により算定した額となりますので注意が必要です。

- ① 被災職員等が補償の事由と同一の事由について受けた損害賠償額を計算
- ② 災害発生の日から3年経過日までの間に行うべき補償額を計算
- ③ ①と②を比較し少ない額を免責額と算定

- 免責額の計算の結果、全額免責が可能な場合は免責処理を決裁により行いましょう。なお、免責処理は年に数回まとめて実施するようにしましょう。
- 免責額の計算の結果、補償すべき額が発生する場合は、補償決定と併せ、一部免責処理を決裁により行います。

### <注意事項>

- 被災職員等から示談状況に係る報告が長期間なされず、かつ、補償の請求権が時効（法63条）により消滅した事案は、全部免責処理を行い、事案を完結させることとなります。（『手引』P106参照）  
そのようなケースが生じないように、被災職員等に自己負担分がある場合は、基金に補償請求できる旨助言を行ってください。被災職員等の不知が原因で補償請求権の時効により請求できないということのないよう、くれぐれも注意しましょう。
- 療養補償について全部免責した後に後遺障害の残存により障害補償を実施しなければならぬこともあります。そのため、後遺障害が残存するような事案については、後遺障害に関する情報も把握し、障害補償を含めた上で事案を完結させるようにしましょう。
- 年金支給事案において、示談が適正に成立し、免責額が確定したときに、第三者から受け取った損害賠償の額が、基金が補償すべき額よりも低く、将来的に基



金による補償が必要となる受給権者に対しては、基金による補償が始まるおおむねの時期を告知するようにしてください。(『手引』P40～41参照)

## 5 求償事務（求償権取得通知書送付まで）

### ＜ポイント＞

- 自動車事故事案や人傷保険該当事案については、補償を行う前に、**自賠責保険会社、人傷保険会社等に対する照会等**を確実に行いましょう。
- 第三者に対する**求償権取得通知書**の送付は、補償実施後速やかに行いましょう。
- 免責事務の際と同様に、受給権者と第三者との間に適切な示談が結ばれるよう確認し、**示談書に損害額**（基金が求償することになる額及びその積算内訳）を記載するよう助言しましょう（前記3 免責事務（示談状況の確認等）参照）。

### ＜基本的な事務処理内容＞

- 被災職員等から補償請求があった場合、補償を実施する前に、以下の照会等を行ってください。
  - ・ 自動車事故による災害の場合、自賠責保険会社等に対して、補償実施予定日、補償額等を通知するとともに、保険会社から被災職員等に対する給付金等の支払状況を照会する。（『手引』P93、P117～118参照）
  - ・ 第三者加害報告書等で被災職員等が人傷保険に加入していることが判明した場合、当該人傷保険会社に対して、基金に補償の請求があった旨を通知する。（『手引』P80参照）
  - ・ 上記通知等の結果、相手方から照会があった場合には、速やかに回答する。
- 補償を実施した場合は、第三者（自賠責保険会社及び任意保険会社を除く。）に対して、速やかに**求償権取得通知書**を送付してください。（『手引』P119～120参照）
- 求償の相手となる第三者の所在が不明である場合や、資力がない状況が継続すると見込まれる場合等、放棄事由や一時留保事由に該当する場合は、補償の実施後、速やかに手続を行うよう努めてください。**遅くとも災害発生日から3年以内**には求償するか、求償を放棄するか（一時留保を含む。）を判断するようにします。（『手引』P170～175参照）  
なお、所在不明の場合は、住民基本台帳法に基づく住所調査等を実施の上、実際に所在が不明かどうか確認する必要があります。
- 「事故発生状況報告書」等から災害発生時の状況を正確に把握するとともに、特に交通事故の場合は、『別冊判例タイムズ16・民事交通訴訟における過失相殺率認定基準』等を用いて、被災職員の過失割合を検討するようにしてください。（『手引』P125～126参照）
- 示談状況の確認を積極的に行って、適切な示談が結ばれるよう支援し、（特に3年を超えて補償したものについても求償する事案については）**示談書に損害額**（基金が求償することになる額及びその積算内訳）を**必ず記載**するよう助言しましょう。

### ＜注意事項＞

- 補償先行事案は、自動車事故事案とその他の事案、自賠責保険等保険会社が第

三者となる事案とその他の事案というように、類型ごとに分類・管理し、優先的に処理すべきもの（又は処理が可能なもの）とそうでないものを判別できるようにしましょう。

- 公用車に同乗中の職員が被災した場合は、公用車の自賠責保険に対する求償が可能となる場合がありますので、求償先の確認を行ってください。
- 自転車事故の場合は、第三者が加入している自転車保険、個人賠償責任保険（火災保険、自動車の任意保険の附帯契約等を含む。）に対しても求償が可能となる場合がありますので、求償先の確認を確実に行ってください。

## 6 求償事務（補償完結までに行うべき事務）

### ＜ポイント＞

- 補償が完結する前の段階でも確認・実施すべき事務はあるので、確実に事務を進めましょう。
- 事案の**定期的な点検**は、求償未完結事案の整理のために必要ですので、必ず行うようにしましょう。

### ＜基本的な事務処理内容＞

- 災害発生から6か月を経過した事案について、以下の確認等（**6か月点検**）を実施しましょう。（『手引』P44～45参照）
  - ・ 加害車両の自賠責保険又は任意保険の状況、任意保険に対する求償予告の有無等保険関係事項について確認すること。（自動車事故事案のみ）
  - ・ 交通事故証明書及び事故発生状況報告書の有無を確認し、事故状況から判断する過失割合に問題がないか確認すること。
  - ・ 求償先が的確かどうか確認すること。（任意保険がある場合は、任意保険が求償先となる。また、自賠責保険のみ又は無保険の場合は、自賠責保険、運行供用者又は運転者が求償先となる。）
  - ・ 被災職員等から「第三者加害行為現状（結果）報告書」が提出されているか確認し、示談状況を把握すること。
- 災害発生から1年を経過した事案について、以下の確認等（**1年点検**）を実施しましょう。（『手引』P45～46参照）
  - ・ 6か月点検の確認事項が行われているか、再度確認すること。
  - ・ 当事者間の示談状況の確認を行うこと。
  - ・ 被災職員が治癒していない場合でも、保険会社に対する求償を検討し、可能な限り、賠償金の早期回収を図ること。
- 災害発生から1年6か月を経過した事案について、以下の確認等（**1年半点検**）を実施しましょう。（『手引』P46参照）なお、当該事案について、おおむね2年半までを目途に、6か月ごとの点検を行いましょ（**2年点検、2年半点検**）。
  - ・ 自賠責保険に対する支払請求又は時効中断申請書の提出、任意保険又は賠償義務者からの求償額の一部回収又は債務承認書の取得等により、時効中断措置を講じること。

### ＜注意事項＞

- 長期療養事案や受給権者と第三者の示談交渉が長期化している事案などの場合で、長期間求償事務が行われなかったために、民法の消滅時効にかかり求償が困難となった事例が過去に多く見受けられました。時効中断措置の実施を含めて、事案の管理を的確に行ってください。
- 被災職員の傷病が治癒する前であっても、求償権取得通知書の送付、示談状況の確認、保険会社に対する求償交渉、時効管理等やるべき事務があるので、第三者加害事案の進行管理表等を基に各事案の進行管理を行ってください。

## 7 求償事務（求償額の算定等）

### <ポイント>

- 平成24年4月1日以後に発生した第三者加害事案について、**第三者が保険会社等**の場合には、**3年を超えて実施した補償**についても求償することとなりました。
- 平成24年3月31日以前に災害が発生した事案については、従来どおり、基金が求償できる金額は、**災害発生から3年経過日までの間に補償した額**に限定されています。
- **自賠償保険**に対する求償額は、通常の計算とは異なる決まりがあるので注意しましょう。

### <基本的な事務処理内容>

- 補償の完結後、療養補償、休業補償等補償の種類ごとに、以下の手順により、最終的な求償額を算定してください。（『手引』P126～138参照）

- ① 補償の事由と同一の事由による損害の種類ごとに、被災職員等が第三者に対して請求することのできる損害額を算定する。
- ② 災害発生から3年経過日までの間に補償した額の合計額を計算する。
- ③ ①と②を比較し、少ない額を求償額とする。

- 平成24年4月1日以後に発生した第三者加害事案について、第三者が以下の者に該当する場合は、3年を超えて補償したものについても求償することになりました。その場合には、以下の手順により求償額を算定するようにしてください。

- (1) 第三者等が損害保険会社等と結んだ損害保険契約により、**地方公務員災害補償基金が当該損害保険会社等に対して損害額を求償することになる第三者**（保険会社、共済組合など）
- (2) 資力等を斟酌し、(1)に掲げる第三者に準ずると認められる第三者
- (3) 加害行為の態様等を考慮し、看過できない第三者

～上記の第三者に対する求償額～

- ① 補償の事由と同一の事由による損害の種類ごとに、被災職員等が第三者に対して請求することのできる損害額を算定する。
- ② 基金が補償した額の合計額を計算する。
- ③ ①と②を比較し、少ない額を求償額とする。

- 上記請求することのできる損害額については、原則として、『手引』に記載された原則的計算方法により算出してください。被災職員に過失がある場合には、過失相殺した後の金額を当該損害額とすることになります。

- 保険会社以外の第三者に対しては、最終的な求償額を算定後、納入通知書を送付する前に、求償予定額を通知しましょう。(『手引』P139参照)

### ＜注意事項＞

- 被災職員に過失がある場合は、過失割合に応じて被災職員等が請求することのできる損害額を減額する必要がありますが、自賠責保険は、被災職員に重過失(70%以上の過失)がある場合でも一定の割合しか減額されず、また、重過失がない場合は、保険金額が満額支払われることとなっているので、請求額に誤りがないよう注意してください。(『手引』P27～29、P137～138参照)
- 補償額及び被災職員の過失の状況等によっては、任意保険に対して一括求償した際の額よりも、最初に自賠責保険に対して求償し、残額を任意保険会社へ求償した場合の額の方が、求償可能額が大きくなることもあります。  
求償額の算定の際は、両者の比較検討を行い、当初は自賠責保険に対し請求を行う意向を持っていない職員も含め、被災職員に対して客観的な情報を提供した上で、被害者請求の意向を確認しましょう。

## 8 求償事務（納入通知書の送付など）

### ＜ポイント＞

- 第三者との交渉に当たっては、**時効期間を意識**するようにしましょう。
- 第三者との**求償交渉の経過**を記録して後日参照できるようにしましょう。
- 第三者に資力があるものの単に誠意が認められない場合は、早めに**公権力的解決**を検討しましょう。

### ＜基本的な事務処理＞

- 補償完結後、最終的な求償額を通知した上で第三者から特段異議がない場合は、**納入通知書**を送付します。
- 第三者から異議がある場合は、その内容、第三者の資力等を把握した上で、**過失割合の再検討、賠償額の減額**（求償権の一部放棄）、**履行方法の変更等**を検討しましょう。  
なお、第三者からの異議は、求償権取得通知書を送付した時点で申立てられることもあります。
- 第三者との交渉の結果、第三者に資力があるものの単に支払の意向・態度が認められない場合は、原則として、**内容証明郵便で納入通知書(催告書)を送付の上、公権力的解決(支払督促、裁判上の和解、調停、訴訟)**を検討しましょう。その際、**訟務課と対応方針等について協議**してください（『手引』P151～154参照）。

### ＜注意事項＞

- 第三者加害事案の処理は、常に時効期間（民法第724条）を意識することが重要です。支払に応じる資力がない等の理由で第三者が求償に難色を示す場合は、時効中断のため、とりあえず債務承認書（確約書）を書いてもらうようにしてください。（『手引』P166参照）
- 被災職員等が慰謝料等で第三者と交渉している場合は、その状況をよく把握し、基金の求償と齟齬を来たさないようにしましょう。特に、基金の求償権に悪影響を及ぼすような示談をしないよう、示談内容を事前に確認するとともに、示談書に基金が請求しうる損害額を記載するよう助言してください。被災職員側の弁護士等と緊密に連絡を取り合う等、主体的に示談交渉に関与することが必要です。
- 被災職員等が過失割合等の理由により第三者と訴訟になり、それにより基金の求償が停滞するような場合には、被災職員の訴訟状況を確実に把握するとともに、支払時期、支払額等について第三者とよく協議しましょう。第三者となる任意保険会社は、通常、被災職員等の訴訟終了後に求償に応じることとなりますが、当該訴訟が長期間継続するような場合は、後日の紛争を防止する観点から、当該第三者から債務承認を得るようにしましょう。
- 第三者との交渉結果は、必ず記録に残すようにしましょう。交渉記録がない場合、以前の交渉状況が分からず、求償に支障を来たすことがあります。

## 9 求償事務（求償権の放棄）

### ＜ポイント＞

- 事故発生状況、第三者の状況等により求償することが適当でない場合又は不可能な場合は、一定の要件の下で、**求償権を放棄**することが可能です。  
放棄要件該当性について検討した上で、放棄処理を実施しましょう。
- ※ **放棄することができる場合**
  - ア 求償額が少額の場合
  - イ 同僚職員の職務行為により生じた災害である場合
  - ウ 第三者が資力がない、所在不明又は特定不能（以下「特定の事由」という。）であつて、その状況が長期にわたることが見込まれる場合
  - エ 著しく公正を欠くか、又は不可能な場合

### ＜基本的な事務処理＞

- 第三者が求償に応じるだけの資力がない状況が継続することが見込まれる場合等放棄事由に該当する事案については、速やかに、**求償権の放棄処理**を行います。（『手引』P170～174参照）
- **同僚加害事案**の場合は、補償完結後に求償権の放棄処理を実施しましょう。  
ただし、同僚加害事案であっても、自動車事故事案の場合は、自賠責保険に対して求償し、賠償金納入後の残額を放棄しましょう。
- 被災職員に一方的に近い過失がある場合、又は被災職員と加害者とが生計を同じくする親族である場合等求償することが著しく公正を欠くと考えられる場合は、放棄要件に該当するかを慎重に検討した上で、求償権の放棄処理を実施します。（『手引』P174参照）
- 第三者との示談に際し求償額の一部減額をする場合も、求償権の放棄処理を行うこととなります。
- 放棄額等から判断して理事長協議が必要となる場合は、放棄要件該当性等について事前に訟務課に相談の上、速やかに理事長協議を実施してください。（『手引』P174～175参照）

### ＜注意事項＞

- 民法の消滅時効期間を徒過したため求償困難となった場合については、放棄要件に該当しないため、放棄はできません。そのため、必ず時効期間を徒過する前に、公権力的解決の検討を実施する必要があります。
- 理事長協議が必要な放棄事案については、放棄要件該当性の確認等のため、事前に訟務課に相談するようにしてください。
- 災害発生の日から3年以内に、求償するか又は放棄するか（一時留保を含む）のいずれかの措置を講じるようにする必要があります。なお、客観的な状況が明



らかな場合、その時点で放棄しても、差し支えありません。

- ここでいう「放棄」は、基金内部の事務処理上の措置であるので、一旦放棄処理した事案についても、第三者が上記ア～エの条件を満たさなくなった場合には、求償することも可能です。

※放棄の取扱いについての整理表

放棄の理由	放棄しようとする求償額		
	20万円以下	20万円超過～ 100万円以下	100万円超過
ア 求償額が少額でその取り立てに要する費用に満たない場合 示談が成立する見込みがない場合、納入通知書送付後相当の期間を経過しても履行されない場合において、放棄する場合	支部長限り	理事長協議	
イ 同僚加害の場合	支部長限り		
ウ 特定の事由に該当する場合は継続することが見込まれる場合	支部長限り		
エ その他求償することが著しく公正を欠く場合又は不可能な場合	支部長限り	理事長協議	

- ・ 上記イのうち、いわゆる、セクハラ、パワハラ事案に該当するもの及びウにより、支部長限りで放棄したものについては、放棄額の多寡にかかわらず、4月から9月分を翌10月末までに、10月から翌年3月分を翌4月末までに、項目(事案名及び金額のみ)を訟務課に報告する。
- ・ 公権力的解決を図る場合については、求償額に関係なく理事長協議が必要である。

## 10 Q & A 一覧

第三者加害事案の事務を処理するに当たり生じる各種の疑問点について、『手引』や雑誌「災害補償」にQ & Aを掲載し、具体的な対応方針等を示しています。

ここでは、事務処理上多く発生する疑問点の概要について、事務の各カテゴリーごとにまとめて掲載しました。具体的な対応方針等については、『手引』や雑誌「災害補償」の該当箇所を参照してください。

### < 第三者加害事案の認定関係 >

#### < 第三者の認定 >

- ①スポーツ行為中に発生した災害に関して、加害行為を行った者は第三者となりうるか。  
・・・『手引』 P8 (Q&A 1)
- ②被災職員と直接接触していない自転車の運転者は第三者となりうるか。  
・・・『手引』 P9 (Q&A 2)
- ③加害者が未成年者や心神喪失者の場合、誰を第三者と認定すべきか。  
・・・『手引』 P11～12 (Q&A 3・4)
- ④盗まれた自動車によって発生した災害に関して、運転者である泥棒とともに当該自動車の所有者や自賠責保険も第三者となりうるか。  
・・・『手引』 P20 (Q&A 6)
- ⑤被災職員の配偶者が運転する自家用車により発生した災害に関して、自家用車の自賠責保険は第三者となりうるか。  
・・・『手引』 P21 (Q&A 7)
- ⑥加害者が故意に自動車を引き起こした災害に関して、自動車の自賠責保険は第三者となりうるか。  
・・・『手引』 P25 (Q&A 8)
- ⑦米軍関係者が加害者である場合、誰を第三者と認定すべきか。  
・・・「災害補償」 H22年1月号 P64
- ⑧精神病により入院していた患者は第三者となりうるか。  
・・・「災害補償」 H24年7月号 P99

#### < 被災職員から徴取する書類 >

- ⑨交通事故の場合には、被災職員から交通事故証明書を徴取することとなっているが、事情により交通事故証明書が得られない場合はどう対処すべきか。  
・・・『手引』 P50 (Q&A10)

#### < 自賠責保険 >

- ⑩自賠責保険の対象となる事故事案はどのようなものがあるか。  
・・・「災害補償」 H20年10月号 P50

## <免責事務関係>

### <賠償先行から補償先行への方針変更>

- ①賠償先行事案であったが、事故の程度に比して療養が長期化していることを理由に、第三者からの賠償を拒否された被災職員が基金に補償請求してきた場合、どのように対応すべきか。  
・・・『手引』P65 (Q&A11)、「災害補償」H22年4月号P83
- ②賠償先行事案で免責処理を実施後、第三者が示談を履行しないため、被災職員から補償の申出があった場合、どのように対応すべきか。  
・・・「災害補償」H22年12月号P57

### <求償と免責との関係>

- ③遺族補償年金の支給中に、被災職員の遺族が第三者から賠償金を受領した場合、免責と求償との関係はどうなるか。  
・・・『手引』P102 (Q&A15)

## <求償事務関係>

### <求償権取得通知書の送付>

- ①服役中の加害者に求償する場合、求償権取得通知書の送付はどのように行えばよいか。  
・・・『手引』P119 (Q&A17)、「災害補償」H19年10月号P57
- ②交通事故事案で加害車両に自賠責保険しか付保されていない場合、求償権取得通知書をどの段階で賠償義務者に送付することが適切か。  
・・・「災害補償」H22年6月号P79

### <求償額の計算>

- ③当初は賠償先行として処理していたが、治療費が自賠責保険の限度額（120万円）を超過したため、基金が補償することとした事案について、求償額をどのように計算したらよいか。  
・・・『手引』P136 (Q&A20)
- ④被災職員に過失がある場合、自賠責保険に対する求償額はどうなるか。  
・・・『手引』P137 (Q&A21)

### <求償権の管理>

- ⑤交通事故事案における求償権の管理について留意すべき点は何か。  
・・・「災害補償」H23年10月号P102
- ⑥時効延長のため、災害発生日から2年7月を経過した時点で内容証明郵便で納入通知書を第三者に送付したが、第三者が受け取りを拒否した場合、時効延長の効力は生じるか。  
・・・「災害補償」H21年7月号P49

### <人傷保険該当事案の求償>

- ⑦第三者に対する基金の求償と人傷保険の求償が競合した場合、基金の求償権はどう取り扱うべきか。

・・・「災害補償」H22年8月号 P70

<公権力的解決>

⑧公権力の行使にはどのようなものがあるのか。

・・・「災害補償」H21年6月号 P47

⑨公権力の行使「支払督促」について

・・・「災害補償」H23年6月号 P64

<参考>

- 第三者加害事案に係る求償権の管理の在り方

